

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

(名称) 上市町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上市町では、現在、隣接市町村へ通じる唯一の幹線交通である富山地方鉄道本線を軸に、町内全域の幹線をスクールバス兼用の町営コミュニティバスと町営予約のりあいバスが網羅しているほか、タクシー会社2社により構成される公共交通機関網が広がっている。なお、民営バスは営業していない。これらの公共交通については、かみいち総合病院・スーパー等の商店が町民の日常生活機能を担う中で、車を運転できない生徒・児童、高齢者等を中心に、生活に必要な交通として機能している。

しかしながら、昨今の人口減少と自家用車の普及により、当町の公共交通機関の利用者は減少を続け、今後町民の約4割が65歳以上の高齢者となることが見込まれ、高齢者ドライバーによる事故の可能性が高くなるほか、町営バスの非効率な運行、公共交通空白地域の存在や、広域基幹鉄道である富山地方鉄道との乗り継ぎ利便性の向上などの町独自の課題も多い状況であった。

こうしたことから、町では、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間、これらの課題解決のため町営バス実証運行を行い、定時定路線では便数の増加や富山地方鉄道との乗り継ぎ利便性の向上を図るほか、路線が長大で非効率であった白萩線、及び公共交通空白地域であった柿沢地区の一部において前述の予約のりあい方式での市町村営有償運行を実施した。令和2年10月からは、この実証運行結果を踏まえて、同路線を引き継ぐ形で本格運行に移行した。また、令和3年4月から、予約のりあい路線2路線の予約期限について、これまでの前日予約から当日1時間前までの予約に変更し、利便性の向上を図った。

また、実証運行を行うとともに、「上市町地域公共交通網形成計画」の策定を進め、その策定協議において「スクールバス機能の維持」と「交通弱者等の日常生活における移動手段の確保」のために公共交通機関相互のネットワークの維持・改善を進めていくことが今後とも必要であるという基本理念のもと、「地域をつなぎ、人とまちを元気にする地域公共交通網の確保・維持」の基本方針を定め、令和2年3月に同計画を策定した。

令和7年3月には、「つながる・にぎわう・ささえあう、みんなが主役のまちをつくる交通の実現」を基本方針に、町民にとって利用しやすい持続可能な交通網整備を形成するため「上市町地域公共交通計画」を策定し、各種事業を展開するとともに、引き続き白萩線、陽南線沿線の住民生活には必要不可欠な地域公共交通として位置づけた。

今後も地域公共交通確保維持事業により、当該路線を町営バスで運行することによって白萩線及び陽南線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 白萩線 計画運行便数に対する実績稼働率を 63%以上とする。
 (直近年度 R5.10～R6.9 稼働率 58.3%)
 利用者数を 1,000 人以上とする。
 (直近年度 R5.10～R6.9 利用者数 961 人)
 収支率を 1.6%以上とする。
 (直近年度 R5.10～R6.9 収支率 1.5%)
 支出額を前年度より減額する。
 (直近年度 R5.10～R6.9 支出額 4,383 千円、運賃収入 70 千円、
 国・県補助 882 千円)
- ・ 陽南線 計画運行便数に対する実績稼働率を 30%以上とする。
 (直近年度 R5.10～R6.9 稼働率 18.5%)
 利用者数を 160 人以上とする。
 (直近年度 R5.10～R6.9 利用者数 153 人)
 収支率を 0.5%以上とする。
 (直近年度 R5.10～R6.9 収支率 0.3%)

(2) 事業の効果

白萩線及び陽南線を維持することにより、白萩地域及び柿沢地区の一部（陽南線沿線）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ ダイヤ見直しによる富山地方鉄道と町営バス間の接続性向上（上市町）
 (上市町地域公共交通計画 P156-160 参照)
- ・ 利用者や町民、町内事業者への調査、乗り込み状況調査、住民との意見交換を行い、バス利用者の意見を丁寧に聞き取り、公共交通があることの重要性やその価値を示し、地域公共交通の理解の促進に努める。（上市町）
- ・ 利用者目線で分かりやすい時刻表の作成を行う。（上市町）
- ・ 利用者や沿線住民の意見交換を行い、予約方法の見直し（前日予約→当日予約）の実施
- ・ 自由乗降の実施（上市町）
- ・ 定期券、回数券などのバスチケットの取り扱い場所の確保（上市町、民間事業者）
- ・ 町が行うイベントや、近隣市町村との連携、富山県との連携によりイベント時の公共交通機関利用料金の減免など公共交通の利用機会創出を行う。（上市町、富山県、事業者、住民等）
 (上市町地域公共交通計画 P161-170)
- ・ 町営バスの利便性向上のため、二次元バーコードによるキャッシュレス決済の導入
 (上市町地域公共交通成計画 P170)
- ・ 公共交通の利用意識の自発的誘導策として、高齢者運転免許自主返納者への町営バス無料乗車証を配布し、利用促進を図る。（上市町）
 (上市町地域公共交通成計画 P162)

今後、以下の事業も検討しつつ、確保維持改善の目標達成を推進する予定である。

- ・ 児童の絵画の展示や装飾、ラッピングバスの運行など、町営バスや駅空間を活用した「利用したくなる公共交通の実現」（上市町）
 (上市町地域公共交通計画 P169)
- ・ 高齢者や障害者にとって乗降しやすい車両の導入（上市町）
 (上市町地域公共交通計画 P156)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 表1を添付。 (1) 白萩線（別添 パンフレット参照） 運行概要 富山地方鉄道上市駅と白萩地域を結び、予約のりあい方式（事前予約制（当日予約可能））により、月曜から土曜日（祝日除く）に運行する。運行可能回数は日当たり4回としている。なお、上市町地域公共交通活性化協議会において協議が調ったイベント等の連携事業（臨時運行及び料金減免）も実施する。 (2) 陽南線（別添パンフレット参照） 運行概要 富山地方鉄道上市駅と陽南地域の一部を結び、予約のりあい方式（事前予約制（当日予約可能））により、月・水・金（祝日除く）の隔日運行で運行する。運行可能回数は日当たり4回としている。なお、上市町地域公共交通活性化協議会において協議が調ったイベント等の連携事業（臨時運行及び料金減免）も実施する。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 当該事業は市町村営自家用有償運送を行っている路線であり、富山県上市町が費用負担。（上市町地域公共交通計画 P95 参照）
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） （上市町地域公共交通計画 P180 参照）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

【白萩地域】

富山県中新川郡白萩地区は、町中心部から東南に広がっている地域であり、地区の西部は町中心部に隣接しているものの、地区内は山あいの集落が点在しており、町中心部から町営バス路線で最も遠い集落（西種・水上・東種（白萩南部地区））は上市町役場から8km程度離れ、その間にはスーパーなどの日用品等を購入できる商業施設はなく、地区全域が山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき指定された振興山村区域とされている。また、令和7年4月1日時点の住民基本台帳では、白萩地区全体の人口は約1,000人であるが、その65歳以上の高齢化率は町全体が38.2%に対して40.8%であり、西種・東種集落においては73.7%となっている。

当該路線は、令和元年9月まで定時定路線で運行していたが、路線距離が26.9kmと非常に長く、1便ごとの運行時間は1時間を超えており、また、利用人数も3人程度/便と非効率であったことから、令和元年10月より予約乗合方式による町営バスの実証運行（1年間）を行い、その後、令和2年10月から実証運行を引き継ぐ形で本格運行に移行した。

【陽南地域】

富山県中新川郡上市町柿沢地区の一部（大字 館）は、半径1キロメートル以内にバス（町営バス）の停留所、鉄軌道駅等が存しない集落であり、地域間ネットワークと接続する最寄りの富山地方鉄道の上市駅へは3.4km離れており、徒歩や自転車、マイカーでの送迎に依存する他はない状況にあります。また、当該地区における65歳以上の高齢者が占める率は55.4%であり、今後、ますます高齢化が進むものと推察される。

近年では、自動車免許返納者に対して町が実施している高齢者運転免許自主返納支援事業（町営バス無料乗車証交付）の交付者数も増加（H26までの延べ交付者数0名⇒R7.3月末時点 延べ交付者数5名）しており、『生活の足』としての公共交通確保対策が急務であり、町では、令和元年10月から予約乗合方式による町営バスの実証運行（1年間）を行い、その後、令和2年10月から実証運行を引き継ぐ形で本格運行に移行した。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

※該当なし

（2）事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

・平成31年4月18日（第1回）	以下協議案件について合意。 協議会設立、現況整理、実証運行再編方針協議
・令和元年7月17日（第2回）	以下協議案件について合意。 実証運行内容協議、自家用有償運送旅客変更登録協議
・令和元年12月26日（第3回）	以下協議案件について、合意。 上市町地域公共交通形成計画の素案協議 地域公共交通確保維持改善事業一次評価
・令和2年2月25日（第4回）	以下協議案件について、合意 上市町地域公共交通網形成計画（案）協議 自家用有償旅客運送変更登録協議
・令和2年7月2日（第5回）	以下協議案件について、合意。 本格運行に向けた協議 地域公共交通確保維持改善計画（案）協議 イベント連携に伴う町営バス臨時運行等の予定協議
・令和3年2月25日（第6回）	以下協議案件について、合意 自家用有償旅客変更登録協議 新型車両導入に伴う道路運送法第4条一般旅客自動車運送事業許可路線の廃止協議 予約のりあいバス（白萩線・陽南線）運用見直し協議 上市町地域公共交通網形成計画目標値の見直し協議
・令和3年6月25日（第7回）	以下協議案件について、合意（書面協議） 令和4事業年度 生活交通確保維持改善計画の協議 自家用有償運送旅客更新登録協議
・令和3年12月13日（第8回）	以下協議案件について、合意（書面協議） 県・市町村統一ノーマイカー運動の実施について
・令和4年6月23日（第9回）	以下協議案件について、合意 令和5事業年度 生活交通確保維持改善計画の協議 陽南線の継続の協議 新規路線バス停留所の設置及び時刻表改正の協議 公共交通利用促進事業の協議
・令和5年1月27日（第10回）	以下協議案件について、合意（書面協議） 「とやまノーマイカーウィーク限定きっぷ」への参加可否について
・令和5年6月21日（第11回）	以下協議案件について、合意 上市町地域交通網形成計画の変更 令和6事業年度 生活交通確保維持改善計画の協議 次期計画（上市町地域公共交通計画）の策定 公共交通利用促進事業の協議
・令和6年2月28日（第12回）	以下協議案件について、合意（書面協議） 協議会規約と会議運営規程の廃止（関係条例の制定により令和6年度から本協議会を町長の附属機関とするもの）
・令和6年6月21日（第13回）	以下協議案件について、合意 令和7事業年度 生活交通確保維持改善計画の協議 自家用有償運送旅客更新登録協議 公共交通利用促進事業の協議 次期計画（上市町地域公共交通計画）の策定
・令和6年11月21日（第14回）	以下協議案件について、合意 上市町営バス乗車料金の変更及び支払方法の追加 次期計画（上市町地域公共交通計画）の策定
・令和7年6月20日（第15回）	以下協議案件について、 上市町営バスの運行について（柿沢・大岩線の変更、弓庄線における一般旅客自動車輸送事業許可路線の廃止） 令和8事業年度 生活交通確保維持改善計画の協議 公共交通利用促進事業の協議
19. 利用者等の意見の反映状況	

町民の移動実態、移動に関するニーズの把握のため町民アンケート等を実施し、以下のとおり路線延伸や運行方法等の見直しに反映した。

- ・ 白萩線、陽南線沿線住民との利用状況報告及び意見交換
- ・ 町窓口等に寄せられた意見の集約化
- ・ 町ホームページでの意見募集

（白萩線・陽南線における意見反映内容）

- ・ 運用の見直し（これまで前日予約としていたが当日 1 時間前でも限定条件ではあるが予約可能とした）
- ・ 陽南線沿線上に稗田東バス停を設置した。
- ・ 町営バスの利便性向上のため、二次元バーコードによるキャッシュレス決済の導入

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 （別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
上市町	上市町	(1) 白萩線		白萩地区		往 km 復 km	294日	1176回			区域運行	②(1)山村振興	富山地方鉄道本線上市駅と接続	③
		(2) 陽南線		陽南地区		往 km 復 km	142日	568回			区域運行	②(2)交通不便	富山地方鉄道本線上市駅と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- （注）
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

		:土曜			:日曜			:祝日																											
2025 ~ 2026		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
10月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計	
	計画運行回数	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	104	104		
11月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月計	累計	
	計画運行回数	4			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			92	196	
12月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計	
	計画運行回数	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4		104	300	
1月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数			4		4	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	96	396	
2月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				月計	累計	
	計画運行回数		4	4	4	4	4	4		4	4		4	4	4		4	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4				88	484	
3月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計	
	計画運行回数		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4		4		4	4	4	4	4	4		4	4	100	584	

		:土曜			:日曜			:祝日																										
2025 ~ 2026		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
4月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		月計	累計
	計画進行回数	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4		4		100	684
5月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計
	計画進行回数	4	4					4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		92	776
6月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		月計	累計
	計画進行回数	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4		104	880
7月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計
	計画進行回数	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	104	984
8月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月計	累計
	計画進行回数	4		4	4	4	4	4	4		4		4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	100	1084
9月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		月計	累計
	計画進行回数	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4					4	4	4		4	4	4		92	1176

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

「申請書等」「運行系統の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり記載すること。」

地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表

自 治 体 名	富山県上市町	事 業 者 名	上 市 町	申 請 番 号	2	運 行 系 統 名	陽南線			
							計画運行日数	142日	計画運行回数	568.0回

		:土曜			:日曜			:祝日																															
2025 ~ 2026		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計						
10月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計					
	計画運行回数	4		4			4		4		4					4		4			4		4		4			4		4		4	52	52					
11月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月計	累計					
	計画運行回数					4		4			4		4		4			4		4		4					4		4				40	92					
12月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計					
	計画運行回数	4		4		4			4		4		4			4		4			4		4		4		4			4			52	144					
1月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計					
	計画運行回数					4		4		4				4		4			4		4		4			4		4		4		4	44	188					
2月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				月計	累計					
	計画運行回数		4		4		4			4				4			4		4		4				4		4								40	228			
3月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計					
	計画運行回数		4		4		4			4		4		4			4		4				4		4		4				4		48	276					

自治体名	富山県上市町	事業者名	上 市 町	申請番号	2	運行系統名	陽南線			
							計画運行日数	142日	計画運行回数	568.0回

2025 ~ 2026		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
4月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		月計	累計
	計画運行回数	4		4			4		4		4			4		4		4			4		4		4			4					48	324
5月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計
	計画運行回数	4						4			4			4		4			4			4			4			4			4		44	368
6月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		月計	累計
	計画運行回数	4		4		4		4		4		4			4		4			4			4		4			4					52	420
7月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計
	計画運行回数	4		4			4		4		4			4		4		4				4		4				4		4		4	52	472
8月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月計	累計
	計画運行回数			4		4		4			4			4		4			4			4			4			4			4	4	52	524
9月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		月計	累計
	計画運行回数		4		4			4		4		4			4		4		4				4		4			4		4			44	568

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

「申請番号」「運行系統の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上市町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	19,351
交通不便地域等	1,123

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
939	白萩地区	山村振興法
175	柿沢地区の一部	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
上市町地域公共交通網形成計画	令和2年3月24日	R3
上市町地域公共交通計画	令和7年3月14日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）